

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月22日

横浜市契約事務受任者  
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

出田町ふ頭バナナ2号上屋の吐出ダクト（4号吸收塔および5号吸收塔）の更新

2 履行（納品）場所

神奈川区出田町ふ頭構内

3 契約日

令和7年10月3日

4 履行日又は履行期間

令和7年10月3日から令和8年3月31日

5 契約金額

32,945,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社日立プラントサービス 横浜支店 代表者 支店長 根田 耕夫  
神奈川区鶴屋町2-17-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該吐出ダクトは、バナナのくん蒸倉庫と接続されており、除毒前の有毒ガスが通過する箇所です。現在、4号・5号吸收塔の吐出ダクトに腐食による亀裂が拡大しており、ガス漏れが発生すれば重大な影響を及ぼす危険性があるため、緊急対応を行います。

8 契約の相手方の選定理由

当該くん蒸設備は、株式会社日立プラントサービスが独自に開発・製作した特殊仕様のものであり、他社製品との互換性がありません。機器調達から据付、試運転調整に至るまで、同社固有の技術と知識が必要であり、本工事を適切に実施できるのは同社のみであるためです。

9 所管課

港湾局港湾物流部物流運営課